

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 畜産課

法令名	家畜伝染病予防法		法令番号	昭和26年 第166号		
手続名	飼養衛生管理基準の遵守命令		根拠条項	第12条の5、第12条の6		
処分基準	<p>飼養衛生管理基準の遵守命令については、家畜防疫員である家畜保健衛生所の職員が、家畜伝染病予防法第51条に基づく立入検査を行い、法に違反している場合に、指導及び助言、勧告を経由して命令を行う。</p>					
	<p>・法第12条の5</p> <p>都道府県知事は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要があるときは、当該家畜の所有者に対し、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより当該家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>・法第12条の6</p> <p>都道府県知事は、前条の指導又は助言をした場合において、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>					
対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	家畜保健衛生所	交付機関	畜産課	目次
	2 弁明の機会の付与					